

第22期第19回渡島海区漁業調整委員会議事録

- 1 開催日時 令和5年6月5日（月）15：00
- 2 開催場所 函館国際ホテル
- 3 出席委員 阿部 国雄、上見 孝男、高野 勇一、西山 武雄  
若山 唯敏、山下 勉、佐々木治一、瀧川 久市  
柴田 一、森 祐、三上 浩、坂田 憲治、吉田 直樹
- 4 臨席者 八雲町漁業協同組合 代表理事組合長 山縣 光徳  
渡島管内さけ・ます増殖事業協会 専務理事 柳元 孝二  
渡島総合振興局産業振興部水産課 水産課長 有馬 一幸  
漁業管理係長 高尾 力  
主 事 藤本 真凜  
技 師 吉田 知樹
- 5 事務局 事務局長 北 弘由樹
- 6 議題  
議案第1号：渡島海区漁場計画（第15次定置漁業権）振興局最終案について  
議題第2号：定置漁業の休業中の漁業許可について（答申）
- 7 その他

## 議 事

北 局 長	<p>ただいまから第22期第19回の渡島海区漁業調整委員会を開会いたします。</p> <p>開会にあたり、阿部会長からご挨拶を申し上げます。</p>
阿部会長	<p>開催にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。</p> <p>増協の総会終了後、お時間をいただきましたことに感謝を申し上げます。</p> <p>本日は、何かとお忙しい中、各委員さんをはじめ、ご来賓の八雲町漁業協同組合、山縣組合長さん、渡島管内さけます増殖事業協会の柳元専務にもご出席いただいております。</p> <p>また、渡島総合振興局からは、新しく課長になられました有馬課長さま、関係各位の皆様にご出席いただいております、どうもありがとうございます。</p> <p>さて、前回の委員会で、知事から諮問がございました、共同漁業権と区画漁業権の漁場計画について、当委員会として、適当である旨、答申いたしましたところ、先週の5月31日に、無事、漁場計画が告示されたところでございます。</p> <p>漁場計画の樹立にあたりましては、委員の皆様のご協力に、改めて感謝申し上げます。</p> <p>本日、ご審議をいただく議案は、「渡島海区漁場計画第十五次定置漁業権振興局最終案について」、「定置漁業の休業中の漁業許可について」の2件となっております。</p> <p>定置漁業権については、諮問前の最後の審議となります。</p> <p>委員の皆様におかれましては、よろしくご審議をお願い申し上げ、簡単ではありますが、開催にあたってのご挨拶といたします。</p> <p>どうぞよろしくお願いいたします。</p>
北 局 長	<p>本日の委員会に、ご臨席を頂いている方々をご紹介します。</p> <p>八雲町漁業協同組合、山縣組合長さま。</p>
山縣組合長	<p>よろしくお願いいたします。</p>
北 局 長	<p>渡島管内さけます増殖事業協会、柳元専務さま。</p>

柳元専務 よろしくお願ひします。

北 局 長 渡島総合振興局産業振興部水産課、有馬課長さま。

有馬課長 よろしくお願ひします。

北 局 長 同じく、高尾係長さま。

高尾係長 よろしくお願ひします。

北 局 長 同じく、後列にまいりまして、藤本主事さま。

藤本主事 よろしくお願ひいたします。

北 局 長 同じく、吉田技師さま。

吉田技師 よろしくお願ひします。

北 局 長 以上でございます。

阿部会長 議事に入る前に、事務局から出席委員の報告をお願ひします。

北 局 長 本日の出席委員について、ご報告をさせていただきます。  
総委員13名中、13名の出席となっております。

阿部会長 総委員数13名中、13名が出席しており、本日の委員会は成立いたします。

阿部会長 次に、委員会規程第8条に基づき、議事録署名委員を指名させていただきます。  
「高野委員さん」と「若山委員さん」にお願ひしたいと思ひます。  
よろしくお願ひ申し上げます。

(議案第1号)

阿部会長

それでは、早速でございますが、議案第1号の「渡島海区漁場計画第15次定置漁業権振興局最終案について」振興局から説明を願います。

高尾係長

それでは、説明させていただきます、座って説明させていただきます。

まずはこれまでの経過についてご説明いたします。

定置の素案につきましては、4月21日開催の海区委員会で協議いたしまして、同内容で水産林務部長に提出しております。

その後、水産林務部長から素案に対する回答がありまして、それを受け最終案をとりまとめまして、資料1-1のとおり本委員会への協議に至ったところでございます。

水産林務部からの素案に対する回答については、お手元の資料1-2をご覧ください。

個々の漁業権の回答は資料1-2のとおりとなっております、表の右端、素案に対する本庁回答欄をご覧ください。

漁業権の設定については、すべて支障なしとの回答を受けております。

5ページをお開きください。

また、あわせて資料1-3をご覧ください。

漁業権番号の函いか・ぶり・さけ定の現在の第4号、第5号、次の第15次の案ではそれぞれ第3号及び第4号としている漁業権、また函いか・さけ定第1号、第2号についてですが、これらの漁業権は素案におきまして、実態に合わせた操業期間で設定するとしてありまして、それに対して、本庁から「操業期間を縮小した設定については支障なし」と回答されております。

これに伴いまして、資料1-3の対応の欄になりますが、漁業時期の設定について検討し、資料にありますとおり、第14次と同様に操業期間の前10日を加え、後ろは6日間、年内いっぱい期間を漁業時期としております。

なお、漁業時期とは、漁具を敷設するときから撤去するまでの期間をいいまして、定置漁業については型入れから撤去までの期間をいいます。

また、操業期間とは、定置漁業の場合、身網等を設置して、実際に漁獲できる期間をいいます。

それでは、振興局最終案についてご説明いたします。

資料1-4で添付しました、最終案の考え方につきましては、素案と変更はございませんので、説明は省略させていただきます。

次に資料1-5最終案の概要に移りたいと思います。

最終案については素案からの変更点は特段ございません。

現免許権者の操業状況や今後の意向について、関係漁協をとおして確認しまして、漁協からも意見をいただき、それらを加味した結果、第15次では171ヶ統の設定案となっております。

次に資料1-6をご覧ください、こちらに定置漁業権漁場計画最終案を添付しております、ただいまご説明しました事項を取り込んだものとなっております。

また、資料1-7としまして漁場の概略図を添付しております。

こちらは素案から変更ありませんので、説明は省略させていただきますので、後程、お目通し願います。

説明は以上になります。

阿部会長 　　ただいま、振興局から「渡島海区漁場計画第15次定置漁業権振興局最終案」の説明がございました。

このことについて、ご質問やご意見等がございましたらご発言をお願いいたします。

各委員 　　「ありません。」

阿部会長 　　ご意見がないようですので、渡島海区漁場計画第15次定置漁業権振興局最終案について、異議ない旨決定したいと思いますのですが、よろしいですか。

各委員 　　「異議なし。」

阿部会長 　　ご異議がないようですので、そのように決定させていただきます。

阿部会長 　　ただいま、定置漁業権の最終案の協議が終わりましたが、今後の予定といたしまして、漁場計画の原案が道から諮問され、公聴会を開催することとなっております。

公聴会の開催につきましては、「公聴会に関する規程」により、委員会の決議を頂くこととなっております。

この場で、公聴会の開催についての御決議を頂き、日程、場所、出席委員につきまして、会長の私にご一任をお願いしたいと思いますのですが、よろしいでしょうか。

各委員 　　「異議なし。」

阿部会長 ありがとうございます、それでは、そのように取り進めさせていただきます。

(議案第2号)

阿部会長 次に議案第2号の「定置漁業の休業中の漁業許可について」を事務局より説明願います。

北局長 失礼ですけれども、座って説明させていただきます。  
それでは、資料2をご覧ください。

1 ページ目、北海道知事からの諮問文となっております。

函さけ・いか定第18号の免許権者である有限会社マルコメ工藤水産から、休業届が提出され、昨年と同じく、道が漁業法第88条第1項の規定により、休業中の漁業許可の手続きを取り進めていたところ、昨年と同じく、函館市木直町の尾上匠さんから許可申請があり、知事から、同法第88条第2項に基づき諮問されたものでございます。

申請の内容の詳細については、2ページにございますので、後ほどお目通し願えればと思います。

このことから、当委員会としては、「休業中の許可」をすること及び許可にあたっての条件について、意見を述べることとなります。

示された条件についてですが、1 ページ下段にあるとおり、(1) 敷設する身網の数は、1 個でなければなりません。

(2) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために、必要な措置を指示することがあります。

この二つで、今回休業する、函さけ・いか定第18号の制限又は条件と同内容となっております。

説明は以上でございます。

阿部会長 ただいま、事務局から議案第2号に関する説明がございました。  
このことについて、ご質問やご意見等がございましたらご発言を願います。

各委員 「ありません。」

阿部会長 ご意見、ご質問がないようですので、知事から諮問がありました「定置漁業の休業中の漁業許可について」、当委員会として適当である旨、答申することとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

各 委 員 「異議なし」

阿部会長 ご異議がないようですので、そのように決定をさせていただきます。

阿部会長 さて、本日予定されていた議案2件は全て終了いたしました。そのほかに何かございますでしょうか。

各 委 員 「ありません。」

阿部会長 何もないようですので、本日の委員会は終了いたします。  
本日はありがとうございました。